

## 広報くめじま有料広告掲載取扱基準

### (目的)

第1条 この基準は、久米島町公共物等有料広告掲載に関する要項（平成21年度久米島町告示第 号）（以下「要綱」という。）第2条第1号に掲げる「町が発行する刊行物及び印刷物」である町広報紙（以下「広報くめじま」という。）への有料広告掲載の取扱いについて必要な事項を定める。

### (広告掲載の媒体)

第2条 広告を掲載するものは、広報くめじまとする。

### (掲載の優先順位)

第3条 要綱第4条に規定する広告の優先順位について、同一の基準で広告掲載が適当であると認めるものが複数ある場合は、抽選により決定する。

### (掲載の位置、規格等)

第4条 要綱第5条に規定する広告の規格等において、総務課長が定めるものとは、次のものをいう。

(1) 広告の規格

(2) 広告掲載料

(3) 広告の作成方法等

2 広告を掲載する位置は、広報くめじまの裏表紙・kumeinfo ページの下1段とする。また、広告1枠当たりの面積は、縦50ミリメートル、横87.5ミリメートル（1号広告）もしくは縦50ミリメートル横175ミリメートル（2号広告）とする。

3 広告の掲載は、1広告主について広報くめじま1号につき1枠限りとする。

4 広告を掲載するページ及び場所については、町長が決定するものとする。

### (掲載の申込み)

第5条 要綱第7条に規定する掲載の申込みについて、広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は町が指定した期日までに、遅滞なく次の各号に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

(1) 広報くめじま広告掲載申込書（様式第1号）

(2) 別紙1「広報くめじま広告掲載要領」により作成した広告案

別紙 1

(掲載料金及び納入方法)

第 6 条 広告の掲載料金は、次表のとおりとする。

掲 載 区 分	掲 載 料 金
1号広告（ページの下二段とし縦50ミリメートル横87.5ミリメートル）	7,000円
1号広告（ページの下二段とし縦50ミリメートル横87.5ミリメートル）：裏表紙	10,000円
2号広告（ページの下二段とし縦50ミリメートル横175ミリメートル）	13,000円
2号広告（ページの下二段とし縦50ミリメートル横175ミリメートル）：裏表紙	16,000円

2 広告主は、前項の掲載料金について毎月20日（休日の場合は前日）までに、町の発行する納付書により納付するものとする。

3 広告掲載料は、原則として一括納入するものとする。ただし、複数月にわたり継続掲載するもの、または、町長が特別の理由があると認めたときは、この限りではない。

4 1回の申込みにつき掲載回数が6回以上の場合は5%を減額する。

5 1回の申込みにつき掲載回数が12回以上の場合は1ヶ月分を減額する。

但し、年度内で最大掲載回数は、12回とする。

(掲載の取り消し)

第 7 条 久米島町公共等有料広告掲載に関する要綱第 8 条に規定する広報くめじま広告掲載決定通知書（様式第 2 号）により申込者に通知した後であっても次のいずれかに該当する場合は、町長はこの決定を変更し、又は解除できるものとする。

(1) 広報くめじまの発行上、重大な変更が生じたとき。

(2) 広報くめじまの編集上、重大な支障を来したとき。

(3) 町長が指定する期日までに広告原稿を提出しなかったとき、又は広告料を納入期限までに納入しないとき。

(4) 広告内容に虚偽の記載があった場合

(5) 申込者が刑事罰に処せられた場合

(6) その他町長が特に広告掲載に支障があると認めたとき。

(適用除外)

第 8 条 広告業務の取扱いを希望する者との契約により広告掲載を行う場合においては、第 4 条第 1 項第 2 号、第 3 号、第 5 条第 1 号、第 2 号及び第 7 条各項は適用しない。

(その他)

第 9 条 この基準に定めるもののほか、広告掲載に関しその他必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この基準は、公布の日から施行する。

## 広報くめじま 広告掲載要領

「広報くめじま」は、毎月 1 日発行、久米島町内全世帯及び町内公共施設等へ配布されます。

○広告掲載申込締切：毎月 1 日（※土日の場合は前日）

○掲載月：原則として、申込月の翌月号

○広告掲載数：毎月 6 区画以内（掲載サイズにより掲載数変動します）

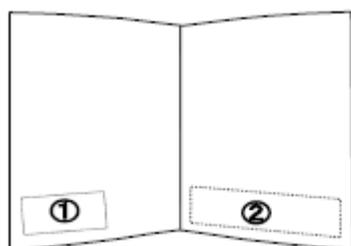
※誠に恐縮ですが、久米島町公共物有料広告掲載に関する要綱に照らし合わせて妥当でない  
いと認めるときは掲載をお断りする場合があります。

※紙面の都合上掲載月を調整する場合がありますので、ご了承ください。

<依頼から掲載までのおおまかな流れ>

- ①申込書に必要事項を記入し、広告案を添付して久米島町役場総務課へ提出
- ②決定（決裁）・・・可否を通知いたします。
- ③原稿入稿（メールで広報担当者へ）
- ④校正（1～3 回程度）
- ⑤校了・広告依頼主より承諾書提出、印刷
- ⑥掲載号発行（毎月 1 日）

別紙1



①1号広告（50×87.5）

②2号広告（50×175）

\*フルカラー

※表示金額は税込料金です。

掲 載 区 分	掲 載 料 金
1号広告（ページの下二段とし縦50ミリメートル横87.5ミリメートル）	7,000円
1号広告（ページの下二段とし縦50ミリメートル横87.5ミリメートル）：裏表紙	10,000円
2号広告（ページの下二段とし縦50ミリメートル横175ミリメートル）	13,000円
2号広告（ページの下二段とし縦50ミリメートル横175ミリメートル）：裏表紙	16,000円

料金の割引

対象	割引率	備考
6カ月以上11カ月一括掲載申込	合計金額から5%	
12カ月一括掲載申込	1カ月分無料	一括申込は最長12月

※一括申込の料金支払いは、一括前金となりますのでご了承ください。

2：原稿の作成、提出

○ 原稿締切日：毎月10日（※土・日・祝祭日の場合は前日）

○ 提出先：久米島町役場 総務課 広報担当者

○ 原稿等：原稿を電子データで作成し、メールにて入稿